参考１

平成 22 年３月２日
気　　象　　庁

平成 22 年度の緊急地震速報を使った訓練等の実施について

１．はじめに

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が必要である。

そのため、平成 21 年度は、６月４日と 12 月１日に緊急地震速報の全国的な訓練を行った。このうち、12 月 1 日の訓練では、関係省庁のご協力の下、国の機関や J-ALERT を運用する地方公共団体向けの配信に加えて、初めて受信端末向けに訓練報を配信した。その際、福岡市の地下鉄が訓練報により停止するというトラブルがあったほか、訓練報が受信端末の動作確認にも利用されている実態が明らかになった。

緊急地震速報の更なる利用の拡大を図るためには、引き続き、訓練を実施することが必要である。今年度の経験を踏まえ、平成 22 年度は下記の方針で実施するので、引き続きご協力をお願いしたい。

２．訓練の実施方針

①訓練の考え方

緊急地震速報の訓練の目的を達成するには、テレビ、ラジオ、携帯電話等の報知による訓練が最も効果的であるが、現状では実現の目処が立っていないことから、当面は、国の機関や J-ALERT を運用する地方公共団体、受信端末利用者に訓練に参加頂き、訓練の有効性を明らかにすることで、徐々に訓練の認知度を高めることとする。

そのため、気象庁では、緊急地震速報の受信端末機能と配信サービス及び適正な利用に関するガイドラインの制定を通じて、受信端末利用者が訓練を行いやすい環境を広めることを目指す。また、受信端末を持たない者に対しては、引き続き緊急地震速報訓練キッドを提供し、訓練の実施を促す。

②平成 22 年度の訓練の実施予定及び実施に当たっての留意点

地方自治体への J-ALERT の導入が逐次進んでいることに鑑み、来年度も 6 月頃に国の機関や J-ALERT を運用する地方公共団体向けの訓練を実施する。

また、国民に緊急地震速報の訓練を継続的に実施してもらうことを目指して、平成 22 年度も関係省庁の協力の下、内閣府と連携して 12 月 1 日に受信端末への配信を含む訓練を実施する。平成 22 年度の訓練実施にあたっては、受信端末向けへの配信は、混乱が起こらないよう、訓練参加の同意がとれた利用者の端末にのみ訓練報を配信し、確実な訓練の実施を心がける。また、関係機関への周知についても、今年度同様、ご協力をお願いしたい。